

令和8年度海外向けインターネット広告業務委託 仕様書

1 委託業務の内容

(1) 業務目的

本業務は、和歌山市へのインバウンド観光客に対し、SNSを通じた効果的な広告配信を行うことにより、継続的な観光誘客を図ることを目的とする。特に、観光旅行前（いわゆる「旅マエ」）の情報収集手段としてSNSの影響力を重視し、訴求力の高い広告動画の制作と戦略的な配信を行うことで、本市への観光誘客に努める。ターゲット層については、和歌山市への訪問実績が多い香港及び台湾とする。

(2) 業務内容

ア インターネット有料広告を利用し、香港及び台湾在住者に向けて和歌山市で体験可能なコンテンツの認知度向上を図ること。

イ 掲載用の広告動画の提案・制作

ターゲットが興味をいだくような15秒程度の広告用動画を4本（YouTube及びFacebook広告用、国慶節・春節用2パターン）、1分半程度の動画を2本程度制作すること。

ウ 動画制作においては、受託者で撮影を行うこと。

エ 体験のテーマについては、以下の2テーマを必須項目とする。ただし、ターゲットに対し、下記テーマが好まれないと判断する場合は、企画提案書にて、理由を添えて別案の提案を行うこと。

<必須テーマ>

A フルーツ狩り・ねこ駅長（伊太祈曾駅）

B 友ヶ島散策

オ 動画の内容については、以下のとおり、2本以上作成すること。

①上記Aを活用し、関空からのドライブコースを作成すること。

※エに記載の内容以外を提案した場合においても、ドライブコースの作成については、必須とする。

②上記B及びターゲット層が好むテーマを選定し、動画を作成すること。なお、撮影を行う体験については、海外からの客層の受け入れが可能か事前に確認を行うこと。

カ 配信媒体については、香港・台湾で閲覧数が多いYouTube及びFacebookとする。ただし、より有効的と考えられる媒体があれば、企画提案書にて提案すること。

なお、YouTubeのアカウントについては、観光課所有のものを活用すること。Facebookの運用については、契約後、双方相談のうえ決定すること。

キ 入稿・設定等、広告掲載までに係る手続き全般

広告配信開始時期は、9月及び12月とするが、国慶節・春節の旅行者により効果的な配信時期・回数等があれば、企画提案書にて提案すること。

ク 広告配信については、香港及び台湾の2か国を行うこと。

ケ 広告配信後のモニタリング

コ 広告の実績報告

- (ア) 本業務の進捗状況や成果等について、双方が必要な都度、業務報告を行う。その際、その時点での動画制作や広告効果の進捗確認及び修正・改善指示の機会を設けること。
- (イ) 広告効果の最大化をはかるための、助言、提案を行うこと

(3) 広告での訴求内容

広告での訴求内容は、和歌山市内で体験可能なコンテンツとする。

(4) 広告のKPIとメディアプラン

広告のKPIはインプレッション数・クリック率・クリック単価とし、メディアプランとともに、着地想定数値を広告実施前に提案すること。

(5) 広告実績の報告

広告掲載終了後30日以内に、広告実績等をまとめた報告書(レポート)を作成し提出する。広告実績の進捗報告期間は提案、協議による。

(6) スケジュール(案)について

7月中旬 契約

9月中旬 国慶節向け広告配信

11月中旬 春節向け広告配信

2月中旬 実績報告

3月上旬 契約終了

※広告配信のスケジュールについては、現状の案となるので、変更の可能性があります。

2 契約に関する条件等

(1) 再委託等の制限

受託者は、本業務の全部又は一部を再委託若しくは請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ書面で報告し、和歌山市の承諾を得たときはこの限りではない。

(2) 第三者の権利侵害の禁止

受託者は、本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら和歌山市の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理すること。なお、第三者が権利を有している映像、画像、音楽等を使用する場合は、事前に権利者から二次使用を含めた使用の許諾及び事後においても権利の主張を行わない旨の許諾を得た上で、必要となる一切の手続、使用料の負担等は受託者が行うこと。

(3) 成果品の利用及び著作権

ア 受託者は、受託業務の成果物に対し、著作権法(昭和45年法律第48号)第21条(複製権)、第22条の2(上映権)、第23条(公衆送信権等)、第25条(展示権)、第26条

の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）、及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに和歌山市に無償で譲渡するものとする。

イ 和歌山市は、著作権法第20条（同一性保持権）第2項に該当しない場合においても、その使用のために目的物の改変を行うことができるものとし、受託者はこれに同意し、著作者人格権を主張しないものとする。

ウ 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。

（4）業務の履行に関する措置

和歌山市は本業務（再委託した場合を含む）の履行につき著しく不相当と認められるときは、受託者に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを要求することができる。受託者は、上記要求があったときは、当該要求に係る事項について対応措置を決定し、その結果を要求のあった日から10日以内に和歌山市に書面で通知しなければならない。

（5）機密の保持

受託者は、本業務（再委託した場合を含む）を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、棄損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後もまた同様とする。

（6）個人情報の保護

本業務を処理するための個人情報の取扱いについては、「個人情報の保護に関する法律」を遵守するとともに、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（7）契約不適合

本業務の成果品に対する契約不適合の取扱いについては、受託者が物品を引き渡してから1年とし、不具合等が発覚した場合は速やかに無償で是正すること。

（8）費用負担

本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則として全て受託者の負担とする。

3 成果品

広告掲載物、広告実績報告書（レポート）

4 その他

（1）この仕様書について疑義が生じたとき又は定めのない事項や細部の業務内容については、その都度、和歌山市と協議し、指示に従わなければならない。

- (2) 契約締結後、本仕様書の内容を変更する必要がある場合は、速やかに和歌山市と協議の上、承認を得ること。
- (3) 製作作業にあたっては、委託業務を総括し、和歌山市からの指示を受ける窓口としてアカウント責任者を置き、和歌山市、関係者と円滑な事業進行管理や意思疎通に努めること。なお、アカウント責任者と併せて、当該業務の従事担当者を確保し、その者は、インターネットメディアや広告等について必要な知識と技能を有している者であること。
- (4) 広告制作の撮影を行う場合は、被写体となる施設等への撮影の申入れ、許可申請、撮影日のスケジュール調整、モデル等の手配、モデル等への利用許諾取得、その他撮影に付随する全ての業務を実施すること。なお、撮影に伴う経費（施設入場料、交通費等）は、全て委託料に含まれる。